

休学・退学・除籍・停学

(1) 休学

- ① 病気その他の事由により引続き30日以上学校に登校することができないことがはっきりしている者は、休学願（病気の場合は診断書添付）を提出し、許可を受けて休学することができる。
- ② 休学の事由が終わったとき、願い出て復学することができる。
- ③ 休学期間は、1回の願い出について1年以内を原則とし、通算して2年を超えないものとする。

(2) 退学

- ① やむを得ない事由により就学することができない者は、その事由を記入した退学願を学校長に提出し、許可を受けなければならない。
- ② 下記の事項に該当する者には学校長が退学を命ずることがある。
 - ・ 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
例) 停学処分を受け、再び停学に値する行為を行った
寮則に違反し、改善が見られない
宗教の勧誘などで他の学生に迷惑をかけ、指導してもやめない
 - ・ 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - ・ 入学願書、履歴書等に虚偽の記載があった者
 - ・ 反社会的行為に関わるなど、本校の信用を損ねた者
 - ・ 休学期間が2年を超える者
 - ・ 休学期間を除き、各学科の在学期間が4年を超える者
 - ・ 在留資格更新を許可されなかった者
 - ・ その他、度重なる教師の指導に従わない者

(3) 除籍

学生で、下記の事項に該当する者は、学校長が除籍する。

- ・ 死亡の届出があった者
- ・ 行方不明になった者
- ・ 退学を命じても従わない者
- ・ 授業料等の納付の義務を怠り催促しても納付しない者

(4) 停学

本校が定めている諸規定（校則・寮則）に反した者や、度重なる教師の指導に従わない者、および本校の学生としてふさわしくない髪型や服装、言動や行為があった者には、学校長が停学を言い渡す場合がある。